

令和 8 年度 事業計画書

社会福祉法人 つるぎ町社会福祉協議会

社協の基本方針

使 命

地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

経営理念

使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

基本方針

「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記の経営理念に基づき以下の基本方針により経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

行動規範

社協職員、社会福祉専門職として社会的役割を果たすために、以下を実践の拠り所とする。

- ・社協職員行動原則 ― 私たちがめざす職員像 ― (2011.5 全国社会福祉協議会)
- ・ソーシャルワーカーの倫理綱領 (2005.1 社会福祉専門職団体協議会)
- ・全国ホームヘルパー協議会倫理綱領 (2004.5 全国ホームヘルパー協議会)

現状と課題

(令和7年10月1日現在)

①	人口（総数）	7,194 人	⑩	民協区数	1 民協区	
②	外国人登録者数	58 人	⑪	民生委員数	45 人	
③	世帯数	3,738 世帯		主任児童委員数	3 人	
④	65 歳以上人口	3,568 人	⑫	保健師数	6 人	
	（高齢化率）	49.60 %	⑬	身体障がい者手帳 保持者数	479 人	
	65～74 歳	1,478 人				
	75 歳～	2,090 人	⑭	療育手帳所持者数	148 人	
⑤	ひとり暮らし高齢者数	1,289 人	⑮	精神障がい者保健 福祉手帳保持者数	58 人	
⑥	介護 保 険	要介護度 5				57 人
		要介護度 4	118 人	⑯	母子世帯数	40 世帯
		要介護度 3	107 人	⑰	父子世帯数	6 世帯
		要介護度 2	131 人	⑱	生活福祉資金 貸付事業	10 件
		要介護度 1	92 人			9,975,804 円
		要支援 2	192 人	⑲	日常生活自立支援事業	12 人利用
		要支援 1	103 人	⑳	生活保護受給世帯数	106 世帯
⑦	町内(自治)会数	175 団体	㉑	被保護人員	133 人	
⑧	小学校区数	2 区	㉒	生活保護率	18.49 %	
⑨	中学校区数	2 区				

将来人口推計 人口（総数）	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
	7,715	6,713	5,851	5,048	4,319	3,669	3,074

上表では、人口の減少や高齢化率の増加、下表の将来人口推計は、2020年の国勢調査を基にしたものですが、2025年は国勢調査の年、町人口は7,000人を下回り、高齢化率は50%を超えると推定され、さらなる人口減少、高齢化の進行がうかがえます。

一方で、住民のニーズが複雑化、多様化していく中、地域の実情に応じて地域生活課題の解決を目的とした活動や事業の展開が求められています。しかし、人口減少や高齢化により地域活動を担う人が不足する等、地縁を基盤とした組織では活動が難しい地域も増えています。

また、財政面では収入の大部分を行政の補助金に依存しており、人件費の増加や介護事業の減収により補助金の割合が拡大し続けているのが現状です。

変わらずに続けること、意識や環境の変化に合わせて変えていくこと、それを見極めながら事業を展開し、社会福祉協議会の存在意義を示せるよう、今後とも努めてまいります。

法人経営部門

部門の使命「法人全体の管理・他の部門が事業を遂行しやすい環境をつくる」

適切な法人運営と効率的な事業経営を行うための業務を担当し、財務、労務管理をはじめ、組織全体にかかわる企画・調整を行う。

重点目標

行政への補助金要望額が年々増加しており、既存事業の見直しなどを含め経営状況の改善に努める。また、事業継続計画にかかる研修や訓練等を実施していく。

★印は重点事項

組織管理

- 1 会員の募集
- 2 理事会の開催
- 3 評議員会の開催
- 4 評議員選任・解任委員会の運営
- 5 福祉サービスに関する苦情解決

労務管理

- 1 役職員の研修
- 2 職員の適正配置
- 3 職員の福利厚生
- 4 職員間の情報共有

財務管理

- 1 会計処理
- 2 監査の実施
- 3 備品及び固定資産の管理
- 4 団体の会計処理

企画・調整

- 1 社会福祉大会の開催
- 2 全町一斉河川・道路清掃（7月第1日曜日 開催予定）
- ★3 事業継続計画（BCP）にかかる訓練の実施
計画の有効性を確認するため研修や訓練等を実施、それを基に計画を改善する。

広 報

- 1 町広報誌等を活用した情報提供
- 2 ホームページによる広報

福祉関係団体への支援及び協力

- 1 手をつなぐ育成会
- 2 共同募金委員会
- 3 身体障がい者会
- 4 遺族会一字支部
- 5 献血活動への協力
- 6 関係機関との連携・協働

地域福祉活動推進部門

部門の使命「地域を基盤としたソーシャルワークを行うこと」

地域には、多様な価値観と相まって様々な生活課題が存在しているが、地域福祉の中核として、その解決に向けて行政や関係機関、地域住民やボランティア等と連携し、地域に暮らす人たちが共に支えあう地域づくりを支援し、地域福祉の基盤整備をする。また、地域住民のあらゆる生活課題を深刻化する前に早期発見し、人々の尊厳を守り、必要な支援を受けながらその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域共生社会の実現を目指すことを使命とする。

重点目標

多様化している地域生活課題が深刻化する前に解決できるような住民主体による共に支えあう地域づくりを行う。また、地域活動やボランティア活動を支援する中で、受け手・支え手を分けることなく一人ひとりの力を生かした多種多様な活動につながるように学習機会の提供と活動メニューの開発を行う。併せて、福祉専門職として地域生活支援・課題解決が円滑に進むように、法人内部の事業間・部門間で効率よく連携できるように適切な情報共有を行う。

チャイルドシート貸与事業の終了を周知するとともに貸出中の方への対応を行う。

新たに法人後見事業の実施（令和9年度 開始予定）に向けて準備委員会を設置し、法人後見事業の運営方法・人員体制・財源について協議する。

総合相談

1 弁護士相談	奇数月に1回（第4木曜）	年間 6回 開催予定
2 司法書士相談	毎月2回（第2・3水曜）	年間 24回 開催予定
3 理学療法士相談	毎月1回（第2木曜）	年間 12回 開催予定

個を地域で支える援助

- 1 ひとり暮らし高齢者安心事業（委託先：つるぎ町）
- 2 みんなに安心お届け事業
- 3 生活困窮者自立支援事業（受託先：徳島県）
- 4 顔なじみ見守りネットワーク事業
- 5 安心カプセル配布事業

- 6 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（受託先：つるぎ町）
- 7 軽度生活支援事業「ちょこっとボランティア」

個を支える地域をつくる援助

- 1 いきいきサロンの支援・拡充
- 2 地域懇談会及びふれあい給食会（配食含む）の開催支援と資金助成
- 3 第4期地域福祉活動計画の推進
- 4 福祉推進委員との連絡調整及び地区会活動助成金の支給

ボランティアセンター事業

- 1 ボランティアをしたい方と、ボランティアのサポートを求めている方をコーディネート（調整）したり、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行う。
- 2 各種養成講座、講演会、福祉教育を通じた啓発活動を実施し、ボランティア活動の活性化並びに、裾野拡大を図る。

団体活動への助成事業

- 1 団体への助成（財源：社会福祉基金事業）
- 2 団体等への助成（財源：善意銀行）

生活支援

- 1 日常生活自立支援事業（受託先：徳島県社会福祉協議会）
- 2 福祉用具・運動用具・車両の貸与事業
- ★3 チャイルドシート貸出事業の終了に伴う対応
安全基準や規格の変更、予算等を勘案して事業を終了する。今後は、住民や関係機関へ周知するとともに、令和8年4月から新規貸出の受付を停止し、現在貸出中の方には引き続き対応する。
- 4 点字・声の広報等発行事業（受託先：つるぎ町）
- ★5 法人後見事業の実施に向けた準備委員会の開催
法人後見事業実施に向けて中核機関と協議を重ね、準備委員会を開催し、事業方針を決定する。

個人への資金援助

- 1 生活福祉資金貸付事務事業（受託先：徳島県社会福祉協議会）
- ★ 2 生活困窮者一時立替金（財源：社会福祉基金）
生活に困窮されている方々からの相談には、生活費が無い状態になってからの相談が多くみられるため、社会福祉基金事業において生活困窮者一時立替金の有効的な活用を進める。また、徴収不能者には適正な対応を検討する。
- 3 災害等被災見舞金（財源：社会福祉基金）
- 4 小規模災害見舞金の交付（財源：善意銀行）
- 5 日常生活用具貸与料金等助成（財源：善意銀行）

介護・生活支援サービス部門

部門の使命「在宅での生活を継続していけるよう支援する」

生まれ育った地域で、いつまでも自分らしく暮らしていけるよう、在宅での生活を支援するサービスを提供することを使命とする。

重点目標

人口減少や高齢化が進む中で、採算が確保できなくても最後の砦としてサービス提供体制の確保を行う。地域におけるセーフティネットとして、他部門との連携を活かして困難ケースへの対応も行うことで介護サービスを提供する役割を果たすとともに、利用者ニーズに応じた柔軟なサービス提供を実現するため研修等を実施することで、より質の高いサービス提供と利用拡大を図る。また、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を維持できるよう、業務継続に向けた取り組みを強化していく。加えて加算の取得、稼働率の向上、受託事業である子育て世帯訪問支援事業にも積極的に取り組むことで収入増を実現し、安定的かつ持続可能な事業所運営を目指す。

介護サービス

★1 居宅介護支援事業（ケアマネジャー）

- （１）居宅介護支援事業：要介護認定者のケアプラン作成
- （２）介護予防支援事業：要支援認定者の予防プラン作成
- （３）認定調査：認定調査員による訪問調査

★2 居宅訪問介護事業（ホームヘルパー）

- （１）居宅介護事業
 - ①居宅介護事業：要介護認定者へのヘルパー派遣
 - ②第一号訪問事業：要支援認定者へのヘルパー派遣
- （２）障がい福祉サービス事業
 - ①居宅介護・重度訪問介護サービス：障がい者へのヘルパー派遣
 - ②行動援護サービス：知的・精神の障がい者への外出時における必要な援助

★3 受託事業

- （１）つるぎ町子育て世帯訪問支援事業（受託先：つるぎ町）
- （２）つるぎ町地域生活支援事業 移動支援事業（受託先：つるぎ町）